

内子町老人デイサービスセンター運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人内子町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が開設する内子町老人デイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定介護予防通所介護（以下「通所介護」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の介護員等は、利用者が要支援状態等になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことで、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的、肉体的負担の軽減を図ることに努める。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 内子町老人デイサービスセンター
- (2) 所在地 喜多郡内子町五十崎甲945番地3

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（生活相談員・介護職員兼務）
管理者は、本会会長（以下「会長」という。）の命を受けて事業所の管理及び利用者の通所介護計画の作成を行う。
- (2) 生活相談員 2名（常勤 2名）
利用者の相談や利用計画、その他連絡・調整を行う。
- (3) 介護職員 6名（常勤 3名）（兼務）
(非常勤 3名)
利用者の日常生活の支援を行い介護の提供に当たる。
- (4) 看護職員 4名（常勤 1名）
(非常勤 3名)
利用者の健康管理にあたる。
- (5) 機能訓練指導員 4名（常勤 1名）
(非常勤 3名)
利用者の機能訓練指導にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

但し、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。

(利用定員等)

第6条 事業所の利用定員は、15名とする。

(介護の内容)

第7条 事業所のサービス内容は、生活指導、機能訓練（日常動作訓練）、健康チェック、送迎、入浴、給食サービスを提供する。

(利用料その他費用の額)

第8条 介護予防通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護予防通所介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合に応じた額とする。

2 その他の費用

(1) 通常の実施区域外への送迎 通常の実施地域を越えてから10km毎に100円

(2) 昼食代 1食 300円

(3) おやつ代 1日 50円

(4) おむつ代 使用品の実費

(5) レクリエーション等の行事活動 材料代等の実費

3 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について文書で説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 サービス提供中に、利用者に病状等の急変、その他必要なときは、速やかに主治医に連絡を行い、応急の医療対応等の措置を講ずるものとする。

2 前項の他、町、当該利用者の家族に連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第11条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに当該利用者の家族、市町村、担当の介護支援専門員に連絡を行うとともに必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施区域は、内子町とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第13条 事業所の利用者は、次の各号に掲げる事項を守り、相互の親睦と融和に努めなければならない。

- (ア) 火気の取扱いに注意し、所定の場所以外で喫煙しないこと。
- (イ) 建物・備品その他の器具を破損し、若しくは持ち出さないこと。
- (ウ) 喧嘩、口論又は暴力行為等、他人の迷惑になることをしないこと。

2 管理者は、利用者が次の各号に該当すると認めたときは、当該利用者の市町村に対し、所定の手続きにより、サービス提供の中止等の措置を行うことができる。

- (1) 事業所の秩序を乱す行為をした者
 - (2) 故意にこの規程等に違反した者
- (衛生管理及び通所介護員等の健康管理等)

第14条 事業所は、介護に使用する用品を清潔に保持し、定期的な消毒を施すこと等、衛生管理に十分留意するものとする。

2 事業所は、介護員等に対し伝染病等に関する基礎知識の習得に努めさせるものとする。
(秘密保持)

第15条 事業所の職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。

2 事業所は、職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

第16条 事業所は、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置その他必要な措置を講じるものとする。

(虐待防止に係る措置)

第17条 事業所はサービス提供に当たって、利用者の身体、財産、権利等を擁護するため、本会が別に定める「社会福祉法人内子町社会福祉協議会虐待防止のための指針」を遵守します。虐待等が発生した場合、速やかに保険者である内子町へ報告すると共に、その要因の除去に努めるなど、本会の定める「虐待防止のための指針」に基づいて適切な措置を講じると共に、必要に応じて「虐待防止委員会」に意見を求める。

(その他運営についての留意事項)

第18条 事業所は、介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年 1回

2 事業所は、この事業を行うため、施設、設備、人事、会計、サービス計画・提供の記録、利用者負担金徴収簿その他必要な帳簿を整備するものとする。

3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、会長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成19年10月 1日から施行する。

この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成21年 8月 1日から施行する。

この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成28年 2月 1日から施行する。

この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年10月24日から施行する。